⑥　代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。

⑦　上記⑥の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

㋐　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

Ⓐ　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。Ⓑにおいて同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。Ⓑにおいて同じ。）の関係にある者。

Ⓑ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

㋑　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、Ⓐについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

Ⓐ　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

A）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

④　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

B）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

C）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

D）組合（共同企業体等を含む。以下同じ。）の理事

E）その他の業務を執行する者であって、A）からD）までに掲げる者に準ずる者

Ⓑ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

Ⓒ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

㋒　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合とその組合構成員の関係にある場合。その他上記㋐又は㋑と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑵　代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。

①　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

③　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、気象庁又はＮＩＣＴから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④　国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）及びPwCアドバイザリー合同会社又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。

⑤　国等が別途実施している「次期静止衛星の製作等業務請負」及び「静止地球環境観測衛星（ひまわり８号及び９号）の製造等業務請負」を受注した事業者又は当該事業者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。ただし、上記１⑷に定める各業務の一部に関して、ＳＰＣが当該事業者から物品を調達し、当該物品に係る保守等の業務を委託する場合、当該事業者は代表企業、構成員又は協力会社とはならない。

⑥　入札説明書に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

⑦　ＰＦＩ法第９条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

なお、外国法人においては、上記①及び②について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国等が確認できることが必要である。

⑶　本事業衛星の運用を行う企業の参加資格要件　本事業衛星の運用等に関する業務に携わる企業（以下「運用企業」という。）は、代表企業又は構成員でなければならない。

運用企業は以下の要件を満たすこと。

①　本事業衛星の運用開始時点において、電波法（昭和25年５月２日法律第131号。以下「電波法」という。）第39条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者が必要数在籍していること。

②　静止衛星について次の運用経験を全て満たすこと。

ただし、静止衛星は必ずしも気象衛星である必要はなく、運用経験に追跡管制の経験は含まない。

・少なくとも１機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること。

・延べ15［年・機］以上の静止衛星運用経験を有すること。

※運用実績単位の［年・機］について１機の衛星を１年間運用したときを１［年・機］と定義する。例えば、２機の衛星を15年間運用した場合は15年×２機＝30［年・機］の実績となる。

③　令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

④　本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を担当部局へ提出し、入札書の提出期限までにその同意を得ていること。

⑤　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑥　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑦　入札説明書の交付を受けた者であること。

⑷　地上施設の建設を行う企業の要件　ＳＰＣが地上施設を新たに建設する場合においては、当該年度における有効な国土交通省競争参加資格（気象庁を希望した者に限る）又は気象庁一般競争参加資格において、「建築工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされた競争参加資格を有する者に建設工事を行わせること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び第二次審査資料をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、⑵によって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が要求水準（必須項目）を全て充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案が全ての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは資料作成の不備がある場合は欠格とする。なお、適格者については、基礎点を付与する。